

公共施設の最適化に向けた取組について (素案策定の基本的な考え方)に対する市民意見募集結果

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	市民意見の概要	件数	市の考え方
公共施設の複合化、集約の視点について			
1	国、県、市、外郭団体等がお互いに施設老朽化情報をお互いに提供しておき、建替え時期がくれば、できる限り保有する施設を一体化したり、民間企業との共同建設を行うこと。	1	[その他] 施設を更新していく上では、同じように老朽化等の課題を抱える他団体の施設と複合化を行うことも選択肢の一つであると考えますが、一方で、多様な団体間での情報共有や連携構築等を行うためには整理すべき課題が多いと考えられますことから、実現は難しいと考えております。
2	上記の対応が出来ない老朽施設においては、土地を売却しなければならないかもしれないが、1階、2階を公共施設とし、その上はマンションや老人施設で活用するなど、複合的な施設についても、検討すること。	1	[意見を参考とする] 他市では、市が所有する敷地の上に民間が建物を建設し、商業施設等とともに公共施設が入居している事例も見られます。実現可能性は立地条件に左右される部分が大きいと考えますが、初期投資や維持管理費用の縮減等を期待できる選択肢として、今後建替えの検討を行う際には、対象施設での適用可否を検討したいと考えております。
3	学校、幼稚園、保育所、地区会館等公共施設の一体化も検討し、できるだけ、機能維持を図りながら、コスト削減を行うこと。	1	[その他] 今回お示した地区会館と地域振興センターとの複合化に限らず、施設の複合化による集約は重要な視点であると考えております。一方、施設の複合化は、場合によっては将来的な施設の柔軟な運用・見直しの妨げにもなり得ることから、どのように複合化を行うかにつきましては、慎重に検討したいと考えております。
公共施設の見直しの視点について			
4	これからも人口減少の流れを考慮し、見直しを進めること。	1	[すでに盛り込み済み] 人口減少は尼崎市だけではなく、我が国全体の傾向となっているため、ご意見にありますように、長期的には人口減少を前提に将来像を描かざるを得ないと考えております。ただし、一方では、公共施設の最適化に向けた取組のなかで生じる廃止施設の跡地利用について、基本的には優良な住宅等の形成を図るために活用する方向で検討するなど、現役世代の転入・定住を促進するための方策についても、様々な視点から検討する必要があると考えております。

[今回の意見公募の対象としているもの]

学校余裕教室の貸出しについて			
1	現在も一部行われてはいるが、学校余裕教室の積極的な貸し出しありも検討すること。	1	「尼崎市の公共施設の現状と課題」で言及している未活用、低利用スペースの有効活用に関するご提案と考えます。 余裕教室につきましては、特別教室や学習方法・指導方法の多様化に対応するためのスペースへ転用したり、あるいは児童ホームやこどもクラブの教室等として転用を図りながら活用しているところです。 さらなる活用方法につきましては、地域や市民ニーズ、学校運営等の状況を踏まえ、検討していく必要があると考えております。
貸館空き情報の一元化について			
2	貸し館の空き情報は、民間施設を含め一元化できないか、検討すること。	1	「尼崎市の公共施設の現状と課題」で言及している貸館機能を有する施設の利用状況や利便性向上の必要性を踏まえたご提案として、公共施設の空き情報の一元化等に係るシステム構築の費用対効果の検証など、諸課題を踏まえるなかで検討していくたいと考えております。
労働福祉会館、労働センターの廃止について			
3	施策評価委員会は第三者機関で本当に公平・中立の立場での提言とは理解できない。メンバーを公表すること。	1	尼崎市施策評価委員会は、尼崎市の再生と新しい発展を目指して、尼崎市が行政経営改革を進めるために、行政のみの価値基準で判断を行うのではなく、客観性、透明性の一層の向上を図るために、外部学識経験者等からなる独立した委員会として設置していたものです。 設置要綱と委員名簿(公共施設に係る提言を行った平成21年度も同じ委員で構成)は、市のホームページで公表しております。(尼崎市施策評価委員会とは) http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/si_torikumi/005sesaku_jin/005iinkai.html (平成21年度施策評価委員会) http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/si_torikumi/005sesaku_jin/122iinkai21.html
4	労働福祉会館、労働センターの統合を含め廃止の方向を出していることに疑問を感じる。特に、労働福祉会館の機能を1館で持つ他の公共施設は現存しない。市民が文化を高め社会性を高めることは、自治体を発展させるのに欠かせないことがある。 以上を踏まえ、大改修をして存続するか、建替えにより、より利用度の高い会館にしていくこと。	1	労働福祉会館は施設の老朽化が著しく、施設設備が限界にきていたことに加えて、貸館の主たる利用者層が労働団体から近隣の住民にシフトしてきています。また、労働センターは労働福祉会館の補完的役割を担う施設であることから、両施設は平成24年度末で廃止する方向で事務を進めているところでございます。 なお、新たに400人程度収容可能な多目的ホールと、複数の会議室を併設する複合施設を平成27年度中の供用開始を目指し、市役所第2駐車場跡地に建設したいと考えております。